

事業主様

事務担当者様

令和6年2月9日

業務課からのお知らせ

現行の健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証利用のお願いについて

令和5年12月27日「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、現行の健康保険証の廃止日を令和6年12月2日とすることが決定され、廃止日以降は健康保険証の新規交付・再交付ができないこととなりました。

令和6年12月2日以降は、主にマイナンバーカードに保険証利用の登録をした「マイナ保険証」を利用していただくこととなります。

マイナ保険証をめぐっては、登録情報との紐づけをめぐり、ご心配をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証をご利用いただくことで、毎回医療費を20円節約でき、自己負担も減ることとなります。（全国民が利用することで年間43億円の節約となると試算されています）

マイナンバーカードへの保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードをご持参いただくことで、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができる等、スマートフォン・PCからでなくても保険証の登録ができる方法があります。

その他マイナ保険証を利用するメリット、または保険証登録の方法を掲載したリーフレットを同封しましたので、詳細をご覧いただき、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

リーフレット「健康保険証は2024年12月2日に廃止」